

収支報告書

(ふりがな)

おかしたせいけいけんきゅうかい

1 政治団体の名称

岡下政経研究会

2 主たる事務所の所在地

堺市中区深井沢町3301第2安田ビル202

3 代表者の氏名

岡下昌平

4 会計責任者の氏名

高橋友子

事務担当者の氏名

高橋友子

(電話) 072-277-1114

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

公職の種類 衆議院議員 (現・候)
(選挙区) 比例近畿ブロック 選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名 岡下昌平

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 岡下昌平

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

資金管理団体の指定の期間

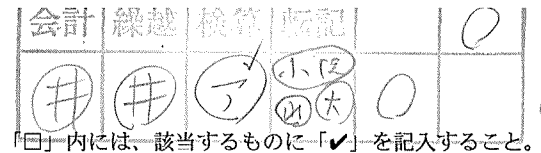
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
	H	H	H	

2340



政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

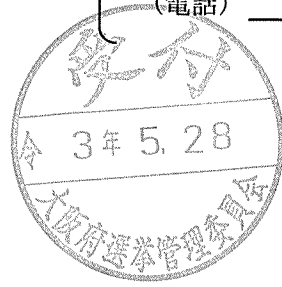
- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 岡下昌平

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで



100890

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
	2	5	3 0 3	2 7 5
(前年からの繰越額)		9	0 3 3	2 3 6
(本年の収入額)	1	6	2 7 0	0 3 9
支 出 総 額	1	5	1 4 6	8 8 6
翌年への繰越額	1	0	1 5 6	3 8 9

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
				0
員数(党費又は会費を納入した人の数)				0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考	
	十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附		1	3 2 0	0 0 0		
(うち特定寄附)				0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0		
(ウ) 政治団体からの寄附		7	4 6 0	0 0 0		
小計(ア)+(イ)+(ウ)		8	7 8 0	0 0 0		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0		
イ 政党匿名寄附				0		
合 計(ア+イ)		8	7 8 0	0 0 0		

(その7)

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	①個人 2. 法人その他の団体 3. 政治団体			
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額							年 月 日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考	
	十 億	百 万	千	円								
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 1. 24	東京都武蔵野市桜提1-7-39 コートハウスK S 301号	会社役員	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 2. 25	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 3. 25	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 4. 24	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 5. 25	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 6. 25	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 7. 22	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 8. 25	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 9. 25	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 10. 23	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 11. 25	"	"	
木村朝映			1	0	0	0	0	0	2. 12. 25	"	"	
この頁の小計			1	2	0	0	0	0				
その他の寄附			1	2	0	0	0	0				
合 計			1	3	2	0	0	0				

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	1. 個人 2. 法人その他の団体 ③. 政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額									年 月 日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円									
志帥会		1	0	0	0	0	0	0	0	2. 6. 17	東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館	二階俊博	
明風会			1	0	0	0	0	0	0	2. 10. 29	東京都千代田区平河町2-3-10- 201号	伊吹文明	
志帥会		5	3	6	0	0	0	0	0	2. 11. 27	東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館	二階俊博	
”		1	0	0	0	0	0	0	0	2. 12. 10	”	”	
この頁の小計		7	4	6	0	0	0	0	0				
その他の寄附									0				
合 計		7	4	6	0	0	0	0	0				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目	金 額										備 考	
	十億		百万		千		円		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出			
1 経 常 経 費												
(1) 人 件 費											0	
(2) 光 熱 水 費											0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費											0	
(4) 事 務 所 費							1	1	3	3	0	
小 計							1	1	3	3	0	
2 政 治 活 動 費												
(1) 組 織 活 動 費											0	
(2) 選 挙 関 係 費											0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費 そ の 他 の 事 業 費				2	1	3	5	5	5	6		
(ア機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費)											0	
(イ宣 伝 事 業 費)											0	
(ウ政 治 資 金 パーティ ー 開 催 事 業 費)				2	1	3	5	5	5	6		
(エそ の 他 の 事 業 費)											0	
(4) 調 査 研 究 費											0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				1	3	0	0	0	0	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費											0	
小 計				1	5	1	3	5	5	5	6	
合 計				1	5	1	4	6	8	8	6	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 事務所費（手数料）			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円				
手数料			11000		2.6.30	岸本幸治税理士事務所	大阪市中央区大手通1-2-8 エースマン大手通ビル102号	
この頁の小計			11000					
その他の支出								
合計			11330					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (岡下昌平君を励ます会)				
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円					
延期発送			102	220		2.6.3.	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	2/7/6開催分
〃			730	73		2.6.3.	〃	〃	〃
〃			1005	47		2.6.3.	〃	〃	〃
〃			765	77		2.6.3.	〃	〃	〃
案内発送			502	32		2.10.19	〃	〃	2/12/14開催分
〃			111	192		2.10.19	〃	〃	〃
〃			282	24		2.10.19	〃	〃	〃
〃			876	12		2.10.19	〃	〃	〃
〃			830	76		2.10.19	〃	〃	〃
〃			1111	138		2.10.19	〃	〃	〃
封筒・返信ハガキ印刷			1762	20		2.10.30	アドパック(株)	堺市中区八田西町2丁14番31号	〃
案内印刷			1900	80		2.11.30	アドパック(株)	堺市中区八田西町2丁14番31号	〃
ピンクビラリボン			115	50		2.12.3	ヨシダ産業(株)	岐阜市六条南3丁目14番19号	〃
延期発送			588	71		2.12.8	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	2/12/14開催分
この頁の小計			10686	12					
その他の支出			836	64					
合計			21355	56					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 寄附・交付金				(寄 附)	
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考		
	十億	百万	千	円											
寄 附		8	0	0	0	0	0	0	0	2.1.20	自由民主党 大阪府第十七選挙区支部	堺市中区深井沢町3301 第二安田202号室			
〃		5	0	0	0	0	0	0	0	2.8.31	〃	〃			
こ の 頁 の 小 計		1	3	0	0	0	0	0	0						
そ の 他 の 支 出													0		
合 計		1	3	0	0	0	0	0	0				0		

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 26 日

政治団体の名称 岡下政経研究会

会計責任者の氏名 高橋友子



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名 )

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

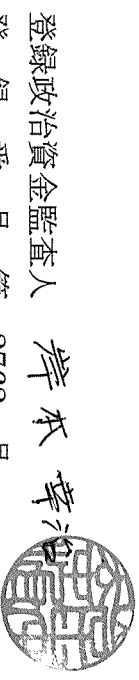
2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和3年5月25日

岡下政経研究会

代表 岡下 昌平 殿



登録政治資金監査人

峯本 幸治

登録番号 第 2762 号

研修終了年月日 平成21年7月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、岡下政経研究会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、岡下政経研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

岡下政経研究会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以 上